

令和8年3月31日

一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程及び一宮市病院事業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第3号

一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程及び一宮市病院事業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程

(一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第1条 一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。	(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。 <u>この場合において、第12条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同条後段の規定を準用する。</u>
2 略	2 略
3 <u>経験者採用試験</u> _____の結果に基づいて新たに職員となった者その他管理者の定める職員(以下「 <u>経験者試験等採用者</u> 」) _____の職務の級は、管理者がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。	3 <u>経験者試験等採用者(新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が1年以上である者(前項に規定する者を除く。))をいう。以下同じ。)</u> の職務の級は、_____ _____部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。
4 <u>新たに職員となった者のうち、前2項の規定の適用を受ける者以外の者</u> _____の職務の級は、その者が新たに	4 <u>新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が1年に満たない者(採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。)</u> の職務の級は、その者が新たに

に職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間をその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして決定することができる。

(新たに職員となった者の号給)

第5条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 _____ その者に適用される

に職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)に決定するものとする

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

- (1) 一宮市病院事業部に勤務する者で給料表の適用を受けないもの
- (2) 他の地方公共団体の職員
- (3) 国家公務員
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者として管理者が定める者

(新たに職員となった者の号給)

第5条 略

(1) 前条第2項に規定する職員(第4号に掲げる職員を除く。) その者に適用される

初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(2) 経験者試験等採用者 管理者が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された _____ 部内の他の職員 _____

_____ で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給 _____

(3) 前2号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第10条第1項又は第11条第1項の規定により得られる号給

(4) 略

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(経験者試験等採用者を除く。)の号給については、

初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(2) 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給(部内職員がいない者及びこれに準ずる者として管理者の定める者にあつては、管理者の定める号給)

(3) 前条第4項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(4) 略

2 前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者 _____ の号給について、当

同項

_____の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する

_____。

2 略

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第7条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の資格を有するもので、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給の欄に定める号給を修学年数に応じ調整することができる。

(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12か月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が次項に規定する特定職員であるときは、3(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものは、0))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)～(3) 略

該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として管理者が定める場合には、前項の規定にかかわらず、管理者の_____定めるところにより、その者の号給を決定する

_____ことができる。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用するものとする。

2 略

第7条 削除

(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給_____の号数に、当該経験年数の月数を12か月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が次項に規定する特定職員であるときは、3(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものは、0))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第9条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の区分より初任給の欄の号給が下位である学歴免許等の欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。(昇給の基準)

第12条 職員を昇格させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2～7 略

2 略

(特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い)

第9条 第4条、第5条、第6条及び前条の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、第4条、第5条、第6条及び前条の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

(昇格等の基準)

第12条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職給料表(1)7級以上の級その他管理者の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して管理者が定める要件を満たしていなければならない。

2～7 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の通勤手当支給に関する規程の一部改正)

第2条 一宮市病院事業職員の通勤手当支給に関する規程平成19年一宮市病院事業部管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(通勤手当の額)</p> <p>第2条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため自転車又は原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を利用するもの(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単</p>	<p>(通勤手当の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため自転車又は自動車等(自動車又は原動機付自転車その他の原動機付の交通用具をいう。以下同じ。)を利用するもの(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単</p>

位期間につき、それぞれ次に定める額(在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に100分の62(勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難しい場合は、これに相当する範囲内で別に定める割合)を乗じて得た額)

ア 4キロメートル未満のもの 3,300円

イ 4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,500円

ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 5,700円

エ 8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 6,900円

オ 10キロメートル以上12キロメートル未満のもの 8,200円

カ 12キロメートル以上14キロメートル未満のもの 9,500円

キ 14キロメートル以上16キロメートル未満のもの 10,800円

ク 16キロメートル以上18キロメートル未満のもの 12,100円

ケ 18キロメートル以上20キロメートル未満のもの 13,400円

コ 20キロメートル以上30キロメートル未満のもの 14,900円

サ 30キロメートル以上40キロメートル未満のもの 16,400円

シ 40キロメートル以上50キロメートル未満のもの 17,900円

ス 50キロメートル以上のもの 19,400円

2 略

3 第1項第1号及び第2号の規定による通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。ただし、医師については、この限

位期間につき、それぞれ次に定める額(在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に100分の62(勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難しい場合は、これに相当する範囲内で別に定める割合)を乗じて得た額)

ア 4キロメートル未満のもの 3,400円

イ 4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,600円

ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 5,800円

エ 8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 7,000円

オ 10キロメートル以上12キロメートル未満のもの 8,300円

カ 12キロメートル以上14キロメートル未満のもの 9,600円

キ 14キロメートル以上16キロメートル未満のもの 10,900円

ク 16キロメートル以上18キロメートル未満のもの 12,200円

ケ 18キロメートル以上20キロメートル未満のもの 13,500円

コ 20キロメートル以上30キロメートル未満のもの 15,000円

サ 30キロメートル以上40キロメートル未満のもの 16,500円

シ 40キロメートル以上50キロメートル未満のもの 18,000円

ス 50キロメートル以上のもの 19,500円

2 略

3 第1項第1号及び第2号の規定による通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び通勤方法により算出するものとする。ただし、医師については、この限

<p>りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が管理者が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額としてそれぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)</u></p> <p><u>ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額</u></p> <p><u>イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が別に定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項第3号の規定による額</u></p>
-------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)
- 一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(60歳超職員の給料月額の特例)</p>	<p>付 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(60歳超職員の給料月額の特例)</p>

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第5条から第9条まで並びに第12条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12～17 略

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第5条、第6条、第8条、第9条並びに第12条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12～17 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。